

第23回図書館総合展 国立情報学研究所主催フォーラム

「これからの学術情報コミュニティ ～ワークショップ『みんなで考えよう！これからのリソースシェアリング』～」 (2021/11/10)

質問回答一覧

※フォーラム当日にいただいた質問を一部編集しています。

No.	質問	回答
1	図書館システム・ネットワークのコミュニティについて、参加することのできること、参加しないといけないこと、各大学に求められる役割、JUSTICEのような会費の有無などや、参加館への意見集約にかかるロードマップなどについて、ご教示ください。 また、様々な団体・コミュニティが増加する中、複数の団体で同じ議論が行われないよう、コミュニティの目的・範囲は具体的に設定いただきたいです。	現時点では、コミュニティの在り方について、利用機関や関係組織からご意見をいただいている状況であり、いつからコミュニティを発足とするかなどのロードマップは未定です。まずは、コミュニティの基本的な意義について理解を得てから、役割や会費などについて、具体的な体制案についてお示ししたいと考えています。また、ご意見を伺う過程で、他コミュニティと目的・範囲の整理を行ってまいります。検討内容につきましては、順次資料を公開してまいります。
2	事務局について、ある程度の継続性が担保されることが確定してから設立される、と考えてよろしいでしょうか。JUSTICE/JPCOARの事務局員の状況から、同様の仕組みでは難しいと感じています。	JUSTICEやJPCOARでのコミュニティ運用を参考にしながらも、「大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議」「国立大学図書館協会」「公立大学協会図書館協議会」「私立大学図書館協会」といった既存の枠組みを活用する方向性も検討します。また、利用機関や関係組織からもご意見を伺い、目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）を含む「図書館システム・ネットワーク」の運用に適した継続性のある仕組みを構築していきたいと考えています。
3	システムワークフロー検討作業部会で検討中の、「Peer to PeerのILL」や新たなかたちのILLについて、大学や研究機関に所属していない人(例えば在野研究者など)や海外の研究者・図書館への利用についての想定を教えてください。	前提として、改正された著作権法では、公衆送信を行える条件を満たした「特定図書館等」に、氏名及び連絡先等を登録した利用者をサービス対象と定めております。在野研究者の方であっても、こういった条件を満たす場合には新たな形のILLの対象となりうる可能性があります。また海外の研究者や図書館へのサービスについてもこの点をクリアできれば、同様に対象となる可能性があると考えております。
4	RDA3RはIFLA LRMに対応していますが、日本目録規則2018年版（NCR2018）はIFLA LRMに対応していないため、現状のNCR2018に準拠してもIFLA LRMには繋がりません。IFLA LRM適用に向けては、どのようにお考えでしょうか。	システムワークフロー検討作業部会では、日本目録規則2018年版（NCR2018）への対応を検討しています。日本目録規則2018年版（NCR2018）が、RDA3Rへ対応する流れに合わせ、IFLA LRMへの対応も、検討していきたいと考えます。
5	メタデータ方針を作成・公開されようとお考えになった背景についてもう少し詳細をお聞かせいただけないでしょうか。	システムワークフロー検討作業部会では、これからの学術情報システム構築委員会が公表した「これからの学術情報システムの在り方について（2019）」を踏まえ、さまざまなシステムやサービスに関する検討を重ねております。その中で、実現すべきさまざまなシステムを整備し、それを十分に活用していくためには、そこで扱われるメタデータの在り方についても、考慮すべき必要があるとの見解に至りました。今回の方針は、このような考え方をうけて、作成・公開されるものです。なお、この「方針」は、望ましいと思われるメタデータの「在り方」を述べるものであり、メタデータスキーマそのものを規定するものではありません。 参考情報：『これからの学術情報システムの在り方について（2019）』 https://contents.nii.ac.jp/sites/default/files/korekara/2021-02/korekara_doc20190215_0.pdf
6	ご説明されていたメタデータ(「物理的資料」「電子的資料」「デジタル化資料」)の共同利用システムでの運用は、どの時期を目指して検討されていますでしょうか。	「物理的資料」におけるNCR2018適用は、2022年度以降を目指し、システムワークフロー検討作業部会で検討中となります。「電子的資料」「デジタル化資料」は、各機関との調整に着手した段階となります。 検討状況につきまして、お示し可能な資料ができましたら、随時、本サイトにてお知らせしてまいります。
7	「こういう時にはここで検索する」という利用者ガイドも各館共通であると思うので新しいメタデータ流通仕様に合ったガイド作成をご検討いただきたい。現状各システムにおける検索対象の「重なり」が多くて私も納得いく利用法が理解できません、、、	今後、共同利用システムの一部として、新たなサービスがリリースされていく予定もございますので、何らかのガイドを作成できないか検討させていただきます。
8	新しいNACSIS-CATシステムでは、RDA等に対応しているのでしょうか？	2023年冬の運用開始を目指している「新NACSIS-CAT/ILL」では、システム更新時には、現行通り、日本目録規則1987年版、英米目録規則第2版を維持します。 一方、新NACSIS-CAT/ILLで使用するOCLC社製CBSは、日本目録規則2018年版（NCR2018）やRDA等への対応も可能となるシステムです。現在システムワークフロー検討作業部会で、日本目録規則2018年版（NCR2018）への対応を検討しており、実現の際には、全参加機関に対して十分な期間を設けてアナウンスしてまいります。
9	「電子リソース共有サービス」はJUSTICEに参加していない機関も利用できるのでしょうか？	JUSTICE提案書の内容を扱う観点から、JUSTICE会員館向けのサービスとして考えていましたが、現時点（2021年11月）で、JUSTICE会員館外へも提供可能な情報について整理を行っています。結果がまとまりましたら、随時お知らせしてまいります。
10	「電子リソース共有サービス」について、本学では海外電子ジャーナルの多くはタイトル契約なのですが、タイトル契約している場合のライセンス情報やJUSTICE提案以外のパッケージ（特に国内製品）情報の登録もご検討されていますでしょうか。また、電子資料のILL処理も新システム・サービス上で処理できるようになる想定でしょうか。	「電子リソース共有サービス」は、まずはスモールスタートとしてJUSTICE提案のデータ共有を目指しております。サービス開始後、皆様と共にサービスを発展させて行くものと考えておりますので、ぜひ今後の議論・検討にもご参加いただけますよう、よろしくお願いいたします。

第23回図書館総合展 国立情報学研究所主催フォーラム

「これからの学術情報コミュニティ ～ワークショップ『みんなで考えよう！これからのリソースシェアリング』～」 (2021/11/10)

質問回答一覧

No.	質問	回答
11	OCLC-CBSについてもう少し詳しくご説明していただけますか。	OCLCのCBS (Controlled Bibliographic Service) は、地域および国レベルの総合目録のために設計されたシステムで、イギリスを始め、オランダ、ドイツ、フランスなどのヨーロッパ諸国、さらにオーストラリアですでに導入されています。日本での今回の実装では各図書館とは従来の形式 (CATP) で動作する一方で、システム内部で管理されるメタデータは国際目録形式であるMARC21にも準拠しているため、国際的に流通するメタデータとの相互のデータ交換が容易になります。